

改正概要説明書	
国名： イスラエル	法令名： 特許規則
改正情報： 2022年3月6日に改正が施行された特許規則， 5728—1968 (特許庁実務， 手続， 書類及び手数料の規則)	
改正概要：	
<p>1. 定義規定の新設 規則中の用語の定義規定が新たに設けられた（規則 1 新設， それに伴い旧規則 1 は規則 1A に変更， 規則 13(a)， (b)及び(d)廃止）。</p>	
<p>2. 来庁者の受入れ及び書類の閲覧に関する規定の改正 書類の閲覧可能期間が明確化され， 休日及び祝日の定義が追加されると共に， 閲覧には許可が必要となった（規則 2 改正）。</p>	
<p>3. 期間に関する規定の改正 庁応答期間が明確されるとともに， 電子メールによる送達の場合は原則， 送信日を起算日とする旨が規定された（規則 4 改正）。</p>	
<p>4. 中間申請に関する規定の新設 中間申請（係争手続並びに国防及び原子力関係に対する異論申立）についての詳細な手続が定められた（規則 5A 新設， それに伴い規則 5(a)改正， (e)及び(f)廃止）。</p>	
<p>5. 手数料の納付に関する規定の改正 手数料の納付様式として， 新たに政府サーバの特許庁口座への入金が増加されると共に， 本様式での入金の場合は納付確認証の添付が不要と規定された。また， 手数料納付の事実及び納付日の特定要件が明確化された（規則 8 改正）。</p>	
<p>6. 提出サイトを通じた書類の提出に関する規定の新設 書類の提出様式として， 新たに提出サイトでの書類提出制度が設けられると共に， 所定要件の下では提出サイトでの書類提出が義務付けられた。また， 提出サイトでの書類の提出要件， 識別要件， 受理要件， 及び不具合が生じた場合の処置及び救済措置に関する詳細が新たに規定された（規則 10A 及び 11A～D 新設）。</p>	
<p>7. デジタル保存装置での提出に関する規定の追加 所定の手続については， 紙のみの提出の場合， デジタル保存装置での提出が義務付けられると共に， 提出日はそれらの遅い方（即ち， デジタル保存装置での提出が指示された場合は， デジタル保存装置の提出日）であると規定された（規則 11 改正）。</p>	
<p>8. 手書き書類に関する規定の廃止 手書き書類をタイプ打ちするための手数料の規定が廃止された（規則 12 廃止）。</p>	
<p>9. 書類の送付に関する規定の廃止 全ての書類は郵送されるとの本規定は廃止された（規則 14 廃止）。</p>	

10. 書類の提出に関する規定の改正

係争手続において、当事者が相手方に書類を送付する際の詳細が新たに設けられた（規則 15(a1)～(a4)新設）。

11. 電子メールによる書類の送達に関する規定の追加

電子メールで書類を送達する手続等の詳細に関する規定が追加された（規則 16 改正）。

12. 出願に関する規定の追加

提出サイトからの出願に出願手数料が含まれること，デジタル保存装置での提出には出願の写が不要であることが規定された（規則 19(c)新設）。

13. 図面に関する規定の改正

紙の材質及び大きさ，インキの材質及び色並びに図面の縮尺に関する規定が廃止又は改正された（規則 21(a),(b),(d)廃止，(e)改正）。

14. 明細書等の補正に関する規定の改正

出願人が明細書又はクレームの自発補正又は瑕疵補正を行う場合，補正箇所を明示することを義務付けると共に，その具体的な手続要件が規定された（規則 22 改正）。

15. 方式不備の補正に関する規定の改正

方式不備出願の補正要件及び差し戻し不能の場合の取り扱いに関する規定が改正された（規則 30 改正）。

16. 出願様式の瑕疵に関する規定の改正

電子提出様式，デジタル保存装置及び手数料の瑕疵が追加された（規則 31 改正）。

17. 証拠書類の翻訳文に関する規定の改正

証拠書類の翻訳文が英語の場合，公用語への翻訳は不要となった（規則 64 改正）。

18. 発明者の名称の表示に関する規定の改正

発明者名称の表示要求における申請人の署名が不要となると共に，発明者名称が明細書に表示される旨の規定が削除された（規則 78 及び 79 改正）。

19. 許可請求に関する規定の改正

訂正許可請求について申請人がその根拠を特定することが新たに規定されると共に，手続の詳細は規則 22 に準じることが規定された（規則 95 改正）。

20. 訂正に関する規定の改正

訂正請求とは異なる態様で訂正が許可された場合，訂正申請人は規則 11(c)に従い，訂正された頁のみ，写 1 部のみを登録官に送達することが規定された。また，登録官が所定の要件の下で訂正特許明細書の提出を求めることができる旨が規定された（規則 97 及び 100 改正）。

21. 発明の実施に関する通知を求める請求に関する規定の改正

当該請求の様式及び請求に記載すべき事項が改正された（規則 112 改正）。

22. 申請の公開に関する規定の改正

申請及び添付資料が公開される要件のうち、閲覧公開のための手数料納付の要件が廃止された（規則 118 改正）。

23. 特許弁護士の審査に関する規定の改正

特許弁護士の審査に際し、以下の事項が新設・改正された。

- ・被審査人が予備役又はその配偶者の場合の特例が新たに設けられ、その詳細が規定された（規則 124A 新設）。
- ・審査の申請に際し、電子メールで書類を受領できる旨の規定が追加された（規則 126 改正）。
- ・明細書及び知財権保護に関する書状の翻訳言語として、英、仏、露、独、西語のうち 2 つの言語とされていたのが、1 つの言語に変更された（規則 129 改正）。
- ・明細書の作成言語が、被審査人の選択言語から公用語（ヘブライ語）又は英語に変更された（規則 130 改正）。
- ・審査が不十分であった場合の再審査申請の要件から、「審査の日付から少なくとも 6 月の満了後」との要件が削除された（規則 131 改正）。

24. 特許弁護士のインターンシップに関する規定の改正

特許弁護士のインターンシップに関する詳細な規定が追加された（規則 136 改正）。

尚、従来「資格付与のための職務」と翻訳していたが、規則 137 を含めて「インターンシップ」に変更した。

25. 所有権の登録に関する規定の改正

所有権の移転要件のうち、譲受人による署名を求める要件が廃止された（規則 147 改正）。

26. ウェブサイト上での公表及び情報の保存に関する規定の改正

ウェブサイト上での公表に関する規定が廃止された。これに伴い、情報の保存に関する規定が改正された（規則 149A 廃止、規則 149B 改正）。

27. 審査官の行為に対する不服申立に関する規定の改正

審査官の措置に不服申立を請求するための要件が明確化され、審査官の措置の通知を受けた日から 1 月以内に、規則 47 及び規則 48 に従って手続を行う旨が規定されると共に、不服申立に関する登録官の決定が申請人へ送達される旨が規定された（規則 150 及び 151 改正）。登録官による不服申立人の聴聞に関する規定は廃止された（規則 152 廃止）。

28. 国防及び原子力に関する発明に関する規定の改正

国防及び原子力に関する発明に関する異論申立は、紙のみで行うことが規定された（規則 155 改正）。また、国防及び原子力に関する発明を取り扱う委員会への中間申請手続については規則 5A に従う旨が規定された（規定 164A 新設）。

29. 補償・ロイヤルティ委員会に関する規定の改正

補償・ロイヤルティ委員会への申請及び応答に関する詳細な規定が追加された（規則 172 及び 174 改正）。また、補償・ロイヤルティ委員会への中間申請手続については規則 5A に従う旨が規定された（規定 180A 新設）。

30. 登録官の権限に関する規定の改正

登録官が申請人又は当事者に対して書面による意見の要旨を求める場合、その提出期限が従来の 1 ヶ月から、登録官が定めた 1 ヶ月以上の期限内に変更された（規定 189 改正）。また、疑義のある提出物について、登録官は原本の提出を命じ得る旨の規定が新設された（規則 190 新設）。

31. 審判請求に関する規定の改正

審判請求の不服申立を裁判所に提起できる期間が 2 月との規定が廃止された（規則 191 廃止）。また、審判請求は治安判事裁判所が取り扱っていたが、民事手続規則 5779-2018 第 B 部に従うことになった（規則 192 改正）。

・規則 202 行為の連続性に関する規定の改正

手数料に関する附則が改正されたことに伴い文言が修正された（規則 202 改正）。

改正内容：

・規則 1 定義

新たに、規則中の用語が定義された。

・規則 1A 副登録官及び審査官の権限

従来の規則 1 の表現が大きく変更されて移動したが上記権限に変更なし。

・規則 2 来庁者の受入れ及び書類の閲覧

書類の閲覧可能期間が明確化され、閲覧には許可が必要となった。

・規則 4 期間

庁との応答期間の起算日は電子メールの場合、原則、送信日とされた。

・規則 5 期間の延長

規則 5A の中間申請は期間延長の対象から外れた。

・規則 5A 中間申請

中間申請（係争手続並びに国防及び原子力関係に対する異論申立）についての詳細な手続が定められた。

・規則 8 納付の様式

政府サーバの特許庁口座の入金が追加された。規則 11A に従えば納付確認証の添付不要とする規定及び納付確認証の提出を求める通知日が納付日とする規定が新設された。

・規則 10A 書類の提出

後述する規則 11A-11D は紙ではなく提出サイトからの提出が規定された。

・規則 11 書類の様式

非応答後の聴聞請求，審査官の行為に対する不服申立及び係争手続における紙のみの提出の場合の提出日に関する規定が追加された。

・規則 11A 提出サイトを通じた書類の提出

提出サイトでの書類の提出について詳細が規定された。

・規則 11B 識別要件

提出サイトでの書類の提出者に電子識別を通じた身元の特定を必要とする書類名が列記された（ほぼ，全ての書類）。

・規則 11C 書類の受領

提出サイトで受理されるための提出書類の要件が規定された。

・規則 11D 不具合の場合の提出

提出サイトに不具合が生じた際の処置と救済措置が規定された。

・規則 12 手書きの書類

手書き書類のタイプ打ちする手数料の規定が廃止された。

・規則 13 宣言書

宣誓供述書が宣言書として規則 1 で定義されたことから，内容に関する定義のみの規定となった。

・規則 14 書類の送付

全ての書類は郵送されるとの本規定は廃止された。

・規則 15 係争手続における書類の提出

係争手続において，当事者が相手方に書類を送付する際の詳細が(a1)-(a4)に規定された。

・規則 16 書類の送達宛先

電子メールで書類を送達するべく，掲題規定が詳細に改正された。

・規則 19 出願

提出サイトからの出願に出願手数料が含まれること，デジタル保存装置での提出には出願の写が不要であることが規定された。

・規則 21 図面

紙の材質及び大きさ，インキの材質及び色並びに図面の縮尺に関する規定が廃止又は改正された。

・規則 22 明細書の補正

明細書の補正された部分が分かりやすいように詳細が規定された。

・規則 30 方式不備の出願

方式不備により補正された部分が分かりやすいように詳細が規定された。

・規則 31 出願における様式の瑕疵

本規則に電子提出様式、デジタル保存装置及び手数料の瑕疵が追加された。

・規則 64 証拠として提出される書類の翻訳文

掲題が英語の場合、翻訳不要と規定された。

・規則 78 発明者の名称を表示することの請求

掲題が英語の場合、翻訳不要と規定された。

・規則 95 許可請求

訂正許可請求については申請人がその根拠を特定することが新たに規定され、手続の詳細は規則 22 に準じることが規定された。

・規則 97 訂正の公開

掲題は、規則 11(c)に従い、訂正された頁のみ、写 1 部のみを登録官に送達する旨、規定された。

・規則 100 新たな明細書の提出

登録官は、規則 22 に従った訂正後の新たな明細書の提出を求めることができる旨、規定された。

・規則 112 通知を求める請求

様式に関する附則の改正に合わせた改正と、掲題請求の写が 2 部から 1 部となった。

・規則 118 申請の公開

「閲覧公開のために規定された手数料が納付されている場合」との要件が廃止された。

・規則 124A 予備役のための審査

特許弁護士の審査に際し、被審査人が予備役又はその配偶者の場合の特例が規定された。

・規則 126 審査のための申請

特許弁護士の審査申請に際し、電子メールの書類を受領することができる旨の規定が追加された。

・規則 129 言語に関する審査

特許弁護士の審査に際し、明細書及び知財権保護に関する書状をヘブライ語から翻訳する言語が英、仏、露、独、西からの 2 つが 1 つと規定された。

・規則 130 明細書の作成

特許弁護士の審査に際し、明細書の作成言語が、被審査人選択言語から公用語（ヘブライ語）又は英語と規定された。

・規則 131 審査の結果

特許弁護士の審査が不十分であった審査についての再審査申請に際し、「審査の日付から少なくとも 6 月の満了後」との要件が廃止された。

・規則 136 インターンシップ

特許弁護士のインターンシップについて詳細な規定が追加された。尚、従来、資格付与のための職務と翻訳していたが、規則 137 を含めてインターンシップに変更した。

・規則 147 所有権の登録

所有権の移転®に際し、「譲受人によって署名」との要件が廃止された。

・規則 149A ウェブサイト上での公表

本規則は廃止された。

・規則 149B 情報の保存

規則 149A の廃止に伴う文言の修正。

・規則 150 審査官の行為に対する不服申立

掲題は、審査官の措置から 1 月以内に規則 47 及び 48 に準じた手続を行うことが規定された。

・規則 152 意見の聴聞申請

規則 150 の不服申立の登録官による聴聞に関する本規定は廃止された。

・規則 155 異論申立書の提出

国防及び原子力に関する発明の異論申立は、紙のみで行うことが規定された。

・規則 164A 委員会への中間申請

国防及び原子力に関する発明を取り扱う委員会における掲題手続については規則 5A に従うが、登録官→委員会又はその議長に読み替えることが規定された。

・規則 172 申請の提出

補償・ロイヤルティ委員会への申請に関する詳細な規定が追加された。

・規則 174 応答者の答弁

補償・ロイヤルティ委員会への応答に関する詳細な規定が追加された。

・規則 180A 委員会への中間申請

補償・ロイヤルティ委員会における掲題手続については規則 5A に従うが、登録官→委員

会又はその議長に読み替えることが規定された。

・規則 189 書面による意見の要旨

掲題提出期限が1月から登録官が定めた1月以上の期限内に変更された。

・規則 190A 原本の提出

疑義のある提出物について、登録官は原本の提出を命じ得る旨の規定が新設された。

・規則 191 審判請求のための期間

審判請求の不服申立を裁判所に提起できる期間が2月との規定が廃止された。

・規則 192 審判請求の期日及び手続

審判請求は治安判事裁判所が取り扱っていたが、民事手続規則 5779-2018 第 B 部に従う旨、規定された。

・規則 202 行為の連続性

手数料に関する附則が改正されたことに伴う文言の修正がなされた。